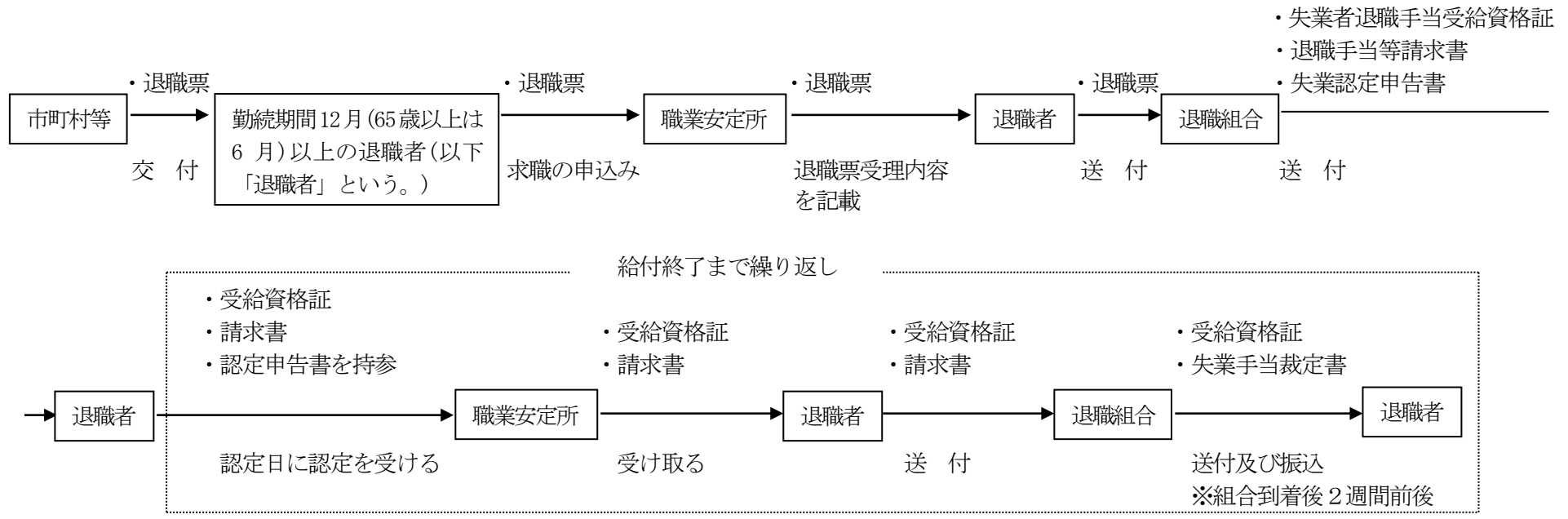


該当者用

失業者の退職手当（基本手当に相当する退職手当）を受給するまで



- 注意事項
- 1 失業者の退職手当の受給は、就職したいという積極的な意思があり、かつ、いつでも就職できる能力（健康上、家庭環境上問題がなく働ける状態）があり、積極的に仕事を探していても失業状態である方が対象となります。
 - 2 失業者の退職手当の受給期間は原則として退職日の翌日から1年となるため、退職票の交付を受けた場合は、速やかに職業安定所で求職の申込手続をしてください。
 - 3 基本手当に相当する退職手当は、妊娠、出産、育児、病気等により引き続いて30日以上職業に就くことができない場合には受給期間の延長を申請することができます。
 - 4 受給資格証の氏名又は住所を変更したときは、「受給資格者氏名・住所変更届」の提出が必要となりますので組合にご連絡ください。
 - 5 職業安定所にて手続した場合は、速やかに関係書類を退職組合に送付してください。

書類等の送付先 〒030-0812
 青森市堤町2丁目1番1号
 青森県市町村職員退職手当組合
 TEL 017-734-1678
 担当 石田・大橋